

令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱

制 定 令和 6 年 1 月 9 日

改 正 令和 6 年 12 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者等に市営住宅附帯駐車場を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における市営住宅附帯駐車場の意義は、大阪市営住宅条例（平成 9 年大阪市条例第 39 号。）第 53 条の 2 に定める駐車場をいう。

(活用できる者の資格)

第 3 条 本要綱により市営住宅附帯駐車場（以下「駐車場」という。）を使用できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 「令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」に基づき住宅の使用許可を受けた者であること
- (2) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証（以下「車検証」という。）を有し、又は、第 5 条に規定する使用許可申請をした日から 2 月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、当該車検証に記載されている使用者から車検証に記載されていない者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該自動車使用者を当該車検証に使用者として記載されているものとみなす。

(使用できる自動車の要件)

第 4 条 駐車しようとする自動車が、幅員 2.00 メートル以下及び長さ 5.00 メートル以下であるものとする。ただし、機械式立体駐車場若しくは自走式立体駐車場、大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第 61 号。以下「規則」という。）別表第 3 の左欄に掲げる駐車場又は本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅の駐車場においては、当該駐車場ごとに定められた寸法の範囲内に収容できる大きさ及び重量とする。

- 2 有効な車検証を有すると市長が認めた自動車であること。
- 3 市長は必要と認めた時、使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）に対して車検証等の必要書類の提出を求めることができる。

(使用手続)

第 5 条 本要綱に基づき市営住宅附帯駐車場を使用しようとする者は、行政財産使用許可申請書（別記様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写し。ただし、許可申請時点において駐車しようとする自動車の有効な車検証を有しない場合は、2 月以内に車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写しを提出する旨の誓約書
 - (2) 申請者の運転免許証の写し
 - (3) 申請者が第 3 条第 4 号ただし書により、車検証に記載されている使用者とみなす

場合は、当該自動車を専ら使用することを車検証に記載されている使用者が証する書類

(使用許可)

第6条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項及び添付書類について審査する。

2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、使用を許可し、申請者に対し行政財産使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付することができる。

(使用許可期間)

第7条 使用許可期間は1年を超えないこととする。

(引き続き使用許可の手続等)

第7条の2

1 許可者は、前条の規定による使用許可期間満了後も引き続き当該駐車場の使用を希望する場合は、本市が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の行政財産使用許可申請書（別記様式第1号）の提出を受けた場合は、引き続き使用を許可することができる。この場合における使用許可期間は、許可日から令和7年12月31日を超えない期間とする。

(許可自動車の変更)

第8条 許可者が、許可された自動車を変更しようとするときは、直ちにその旨を車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写しを添付して書面により市長に届け出なければならない。

(使用料)

第9条 本要綱に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料は、無償とする。

(保証金)

第10条 本要綱に基づき使用の許可を受けた者に係る保証金は、免除する。

(使用許可時等に関する意見聴取)

第11条 市長は、本要綱に基づき駐車場を使用する者を決定しようとするときは、第3条第1項第3号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(遵守事項)

第12条 許可者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 許可者の責めに帰すべき事由により、駐車場並びに駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等の備品を滅失し、又は毀損したときは、許可者が原形に復し、又はこれに要する費用を弁償しなければならない。

3 市長は、駐車場を随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に関し指示することができ、許可者は、これに従わなければならない。

(禁止事項)

第13条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること

- (2) 駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供すること
- (3) 駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること
- (4) 駐車場を模様替し、又は増築すること
- (5) 市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(使用許可の取り消し)

第14条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消通知書（別記様式第3号。以下「許可取消通知書」という。）により許可者に通知するものとする。

- (1) 許可者が不正の行為によって使用したとき
 - (2) 許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき
 - (3) 許可者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき
 - (4) 許可者が第3条に規定する資格を失ったとき
 - (5) 許可者が前2条の規定に違反したとき
 - (6) 市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき
 - (7) その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき
- 2 市長は、前項第6号又は第7号の規定に基づき許可の取り消しをする場合は、許可者に許可の取消しをする日の1月前までに使用許可取消予告の通知を行うものとする。
- 3 許可者は、第1項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、速やかに駐車場を明け渡し、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。また、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を使用許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定に基づく取り消しを行ったときは、当該取り消しを受けた者に対して、取り消し日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、条例第53条の15第3項及び規則第28条の9を準用し、規則第28条の5に定める使用料の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 第1項の場合において、許可者は当該取り消しによって生じた損失を本市に請求することができない。

(駐車場の返還手続き)

第15条 許可者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の届出をした許可者は、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

(保管場所使用承諾証明書)

第16条 市長は、許可者から請求があったときは、次の各号に該当する場合を除き、自動車保管場所使用承諾証明書を発行しなければならない。

- (1) 自動車保管場所使用承諾証明書を発行しない旨を条件に許可を行ったとき
- (2) 許可者が第3条各号に定める条件を具備しないとき
- (3) 許可者が第14条第1項の各号のいずれかに該当するとき
- (4) 新たに取得しようとする自動車が第4条第1項に規定する自動車の要件に該当しないとき

(5) 自動車保管場所使用承諾証明書が不正に使用されるおそれがあるとき

- 2 許可者は、前項の自動車保管場所使用承諾証明書の発行を請求するときは、大阪市手数料条例（昭和 40 年大阪市条例第 35 号）第 8 条第 17 号の規定による手数料を納付しなければならない。

(原状回復)

第 17 条 使用許可を取り消したとき、使用期間が満了して引き続き使用を許可しないとき又は使用期間満了前に許可者が駐車場を返還したときは、許可者は自己の費用で、第 14 条第 3 項又は第 15 条第 1 項に定める検査を受ける前に駐車場を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 前項に定める検査において、原状回復が不完全なときは、市長が原状回復を行うべきものに代わり原状回復を行うものとし、それに要する費用を損害金として請求することができる。

(疑義の決定)

第 18 条 本要綱の各条項に関し疑義があるときその他駐車場等の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとする。

別記様式

様式第 1 号（第 5 条関係） 行政財産使用許可申請書

様式第 2 号（第 6 条関係） 大阪市行政財産使用許可書

様式第 3 号（第 14 条関係） 大阪市行政財産使用許可取消書

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日より施行する。

行政財産使用許可申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

連絡先電話番号

次のとおり、貴市の行政財産を使用したいので許可いただきますよう、末尾記載の事項について誓約のうえ申請します。

なお、貴市の許可を受ける際に条件を付された場合は当該条件を守ります。

記

- 1 名称及び 駐車場 区画番号 _____ 番
所在地 大阪市 区 丁目 番
- 2 使用期間 年 月 日から 年 月 日
- 3 使用目的 使用する自動車を駐車するため
- 4 添付資料
 - ・自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し
 - ・運転免許証の写し

誓約事項

私は、市営住宅附帯駐車場の使用に際し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないことを誓約いたします。

また、暴力団員に該当するか否かについて、大阪市が大阪府警察本部に対して照会することを同意いたします。

もし、附帯駐車場を使用中に暴力団員であることが判明した場合、若しくは附帯駐車場を使用中に暴力団員となったことが判明した場合、又は市営住宅条例その他関係規定に違反した場合は、附帯駐車場を直ちに明け渡します。

大阪市行政財産使用許可書

(文 書 番 号)
年 月 日

使用者 (住 所)
(氏 名) 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○
(主 管 局 課 名)

年 月 日付け申請のあった本市都市整備局管理の行政財産を使用することについては、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の用途・目的を妨げない範囲内で次の条項により許可する。

記

1 使用物件

所 在 地 大阪市 区 丁目 番
駐車場名 駐車場 (駐車場コード:)
区画番号 番

2 許可車両の登録番号

○○○○ ○○-○○

3 用 途

使用者は、前記の物件を大阪市営住宅条例第53条の3第1項に定める条件を具備しない者が使用する月極駐車場の用に供するものとする。

4 使用期間

年 月 日から 年 月 日までとする。

5 その他条件

この許可書に記載のない事項については、「令和6年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱」に定めるとおりとする。

(不服申立ての教示)

1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」に基づき市営住宅の使用許可を受けた者等に市営住宅附帯駐車場を提供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における市営住宅附帯駐車場の意義は、大阪市営住宅条例(平成 9 年大阪市条例第 39 号。)第 53 条の 2 に定める駐車場をいう。

(活用できる者の資格)

第 3 条 本要綱により市営住宅附帯駐車場(以下「駐車場」という。)を使用できる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 「令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅活用実施要綱」に基づき住宅の使用許可を受けた者であること
- (2) 緊急時の連絡先を確保できる者であること
- (3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

(4) 駐車しようとする自動車の有効な自動車検査証(以下「車検証」という。)を有し、又は、第 5 条に規定する使用許可申請をした日から 2 月以内に駐車しようとする自動車の有効な車検証を有することができ、かつ、当該車検証に使用者として記載されている者であること。ただし、当該車検証に記載されている使用者から車検証に記載されていない者が当該自動車を専ら使用する旨の書面が提出されたときは、当該自動車使用者を当該車検証に使用者として記載されているものであるとみなす。

(使用できる自動車の要件)

第 4 条 駐車しようとする自動車が、幅員 2.00 メートル以下及び長さ 5.00 メートル以下であるものとする。ただし、機械式立体駐車場若しくは自走式立体駐車場、大阪市営住宅条例施行規則(平成 9 年大阪市規則第 61 号。以下「規則」という。)別表第 3 の左欄に掲げる駐車場又は本市が大阪府から取得した公営住宅及び特別賃貸住宅の駐車場においては、当該駐車場ごとに定められた寸法の範囲内に収容できる大きさ及び重量とする。

- 2 有効な車検証を有すると市長が認めた自動車であること。
- 3 市長は必要と認めた時、使用許可を受けた者(以下「許可者」という。)に対して車検証等の必要書類の提出を求めることができる。

(使用手続)

第 5 条 本要綱に基づき市営住宅附帯駐車場を使用しようとする者は、行政財産使用許可申請書(別記様式第 1 号。以下「許可申請書」という。)を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 許可申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 駐車しようとする自動車の車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写し。ただし、許可申請時点において駐車しようとする自動車の有効な車検証を有しない場合は、2 月以内に車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写しを提出する旨の誓約書
- (2) 申請者の運転免許証の写し
- (3) 申請者が第 3 条第 4 号ただし書により、車検証に記載されている使用者とみなす場合は、当該自動車を専ら使用することを車検証に記載されている使用者が証する書類

(使用許可)

第 6 条 市長は、前条の規定により許可申請書を受領したときは、記載事項及び添付書類について審査する。

- 2 市長は、前項の規定による審査において疑義がなく、かつ、管理上支障がないと認められる場合は、申請者に対し行政財産使用許可書(別記様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。
- 3 市長は、前項の規定により使用許可を行うにあたっては、条件を付すことができる。

(使用許可期間)

第 7 条 許可期間は 1 年を超えない範囲において市長が定める。

(許可自動車の変更)

第 8 条 許可者が、許可された自動車を変更しようとするときは、直ちにその旨を車検証の写し及び自動車検査証記録事項の写しを添付して書面により市長に届け出なければならない。

(使用料)

第 9 条 本要綱に基づき使用の許可を受けた者に係る使用料は、無償とする。

(保証金)

第 10 条 本要綱に基づき使用の許可を受けた者に係る保証金は、免除する。

(使用許可時等に関する意見聴取)

第 11 条 市長は、本要綱に基づき駐車場を使用する者を決定しようとするときは、第 3 条第 1 項第 3 号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

(遵守事項)

第 12 条 許可者は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 許可者の責めに帰すべき事由により、駐車場並びに駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等の備品を滅失し、又は毀損したときは、許可者が原形に復し、又はこれに要する費用を弁償しなければならない。
- 3 市長は、駐車場を随時に実地調査し、又は所定の報告を求め、その維持使用に關し指示することができ、許可者は、これに従わなければならない。

(禁止事項)

第 13 条 許可者は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 使用許可に係る自動車以外の自動車を駐車すること
- (2) 駐車場を他の者に使用させ、又は担保に供してはならない
- (3) 駐車場を定められた用途以外の用途に使用すること
- (4) 駐車場を模様替し、又は増築すること
- (5) 市営住宅及び駐車場その他の共同施設並びにそれらの周辺の環境を乱し、又は他の駐車場利用者、市営住宅の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(使用許可の取り消し)

第 14 条 市長は、許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。なお、使用許可の取り消しを行うときは、使用許可取消通知書(別記様式第 3 号。以下「許可取消通知書」という。)により許可者に通知するものとする。

- (1) 許可者が不正の行為によって使用したとき
- (2) 許可者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき
- (3) 許可者が正当な事由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき
- (4) 許可者が第 3 条に規定する資格を失ったとき
- (5) 許可者が前 2 条の規定に違反したとき
- (6) 市長が駐車場の管理上必要があると認めたとき
- (7) その他市長が使用許可条件を満たさなくなったと認めるとき

2 市長は、前項第 6 号又は第 7 号の規定に基づき許可の取り消しをする場合は、許可者に許可の取消しをする日の 1 月前までに使用許可取消予告の通知を行うものとする。

3 許可者は、第 1 項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、速やかに駐車場を明け渡し、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。また、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を使用許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定に基づく取り消しを行ったときは、当該取り消しを受けた者に対して、取り消し日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、条例第 53 条の 15 第 3 項及び規則第 28 条の 9 を準用し、規則第 28 条の 5 に定める使用料の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 第 1 項の場合において、許可者は当該取り消しによって生じた損失を本市に請求することができない。

(駐車場の返還手続)

第 15 条 許可者は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の 15 日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 前項の届出をした許可者は、駐車場出入口南京錠の鍵、リモコン・機械式立体駐車場操作鍵等を許可時に貸与されている場合は速やかに市長に返還しなければならない。

(保管場所用使用承諾証明書)

第 16 条 市長は、許可者から請求があったときは、次の各号に該当する場合を除き、自動車保管場所用使用承諾証明書を発行しなければならない。

- (1) 自動車保管場所用使用承諾証明書を発行しない旨を条件に許可を行ったとき
 - (2) 許可者が第 3 条各号に定める条件を具備しないとき
 - (3) 許可者が第 14 条第 1 項の各号のいずれかに該当するとき
 - (4) 新たに取得しようとする自動車が第 4 条第 1 項に規定する自動車の要件に該当しないとき
 - (5) 自動車保管場所用使用承諾証明書が不正に使用されるおそれがあるとき
- 2 許可者は、前項の自動車保管場所用使用承諾証明書の発行を請求するときは、大阪府手数料条例(昭和 40 年大阪市条例第 35 号)第 8 条第 17 号の規定による手数料を納付しなければならない。

(原状回復)

第 17 条 使用許可を取り消したとき、使用期間が満了して引き続き使用を許可しないとき又は使用期間満了前に許可者が駐車場を返還したときは、許可者は自己の費用で、第 14 条第 3 項又は第 15 条第 1 項に定める検査を受ける前に駐車場を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

2 前項に定める検査において、原状回復が不完全なときは、市長が原状回復を行うべきものに代わり原状回復を行うものとし、それに要する費用を損害金として請求することができる。

(疑義の決定)

第 18 条 本要綱の各条項に関し疑義があるときその他駐車場等の使用について疑義を生じたときは、すべて市長の決定するところによる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとする。

別記様式

様式第 1 号(第 4 条関係)	行政財産使用許可申請書
様式第 2 号(第 5 条関係)	大阪府行政財産使用許可書
様式第 3 号(第 14 条関係)	大阪府行政財産使用許可取消書

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 9 日から施行する。

(様式第 3 号)

大阪市行政財産使用許可取消書

(文 書 番 号)

年 月 日

許可者 (住 所)
(氏 名) 様

大阪市長 ○ ○ ○ ○
(主 管 局 課 名)

年 月 日付け〔ここに文書番号を記載する。〕により本市都市整備局管理の行政財産を使用許可した物件について、次の条項により使用許可を取り消すものとする。

記

(使用物件)

第 1 条 物件は、次のとおりとする。

所 在 地 大阪市 区 丁目 番

駐車場名 駐車場

区画番号 番区画

使用用途 大阪市営住宅条例第 53 条の 3 第 1 項に定める条件を具備しない者が使用する月極駐車場

(取消年月日)

第 2 条 使用許可の取消年月日は、 年 月 日とする。

取消理由

令和 6 年能登半島地震に伴う市営住宅附帯駐車場活用実施要綱第 条第 項第 号に該当するため。

(不服申立ての教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができる。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。